

沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止するため

沿道区域の届出・勧告制度

が創設されました

沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止するために、工作物を設置する際に道路管理者への届出が必要となる「届出・勧告制度」が創設されました。

届出対象区域内へ工作物を設置する場合には、設置しようとする日の30日以上前までに道路管理者への届出が必要となります。

道路管理者は届出内容を確認し、必要に応じて、設置場所の変更等を勧告することができます。

○目的

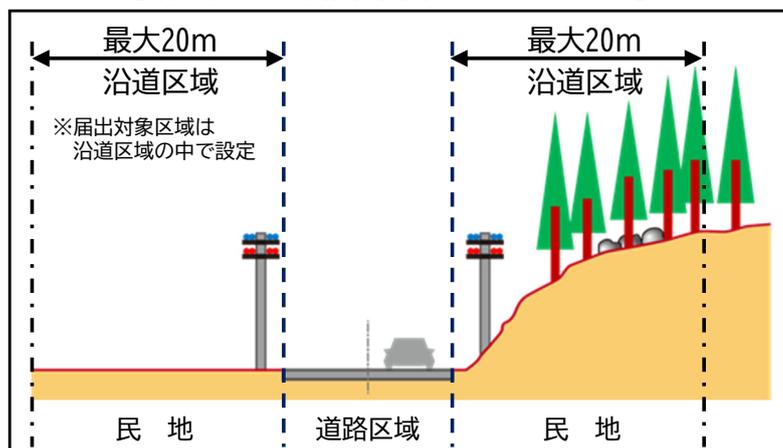
沿道民地からの**工作物等の倒壊による道路閉塞を防止**(道路法改正(R3.9施行))

○制度の概要

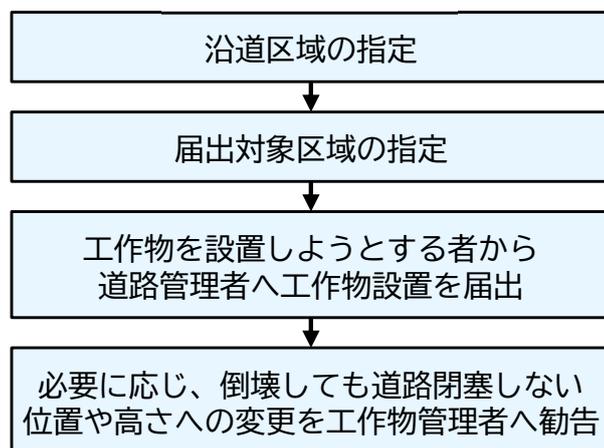
道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(電柱、広告塔、看板、運動施設の支柱など)を設置する際は、事前に工作物を設置しようとする者から道路管理者へ届出。

届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告。

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



【手続きの流れ】



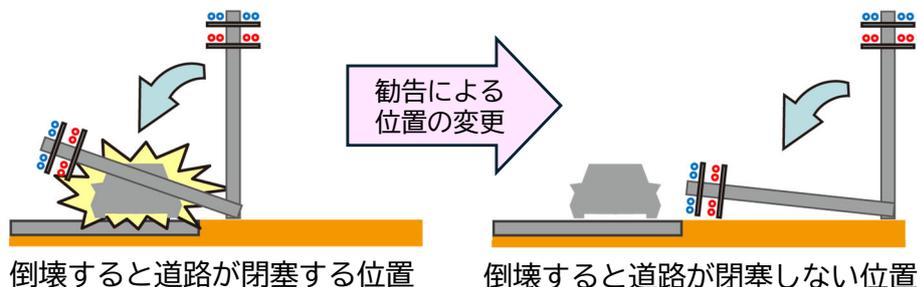
沿道区域：道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域

届出対象区域：沿道区域の全部または一部において、工作物を設置する際、届出が必要な区域

【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】



【道路の閉塞を防止する仕組み(イメージ)】



【問い合わせ先】

(届出・勧告制度の運用に関すること)

国土交通省 道路局 環境安全・防災課

Tel:03-5253-8111(代表) 03-5253-8495(直通)

(届出・勧告制度の法律に関すること)

国土交通省 道路局 路政課

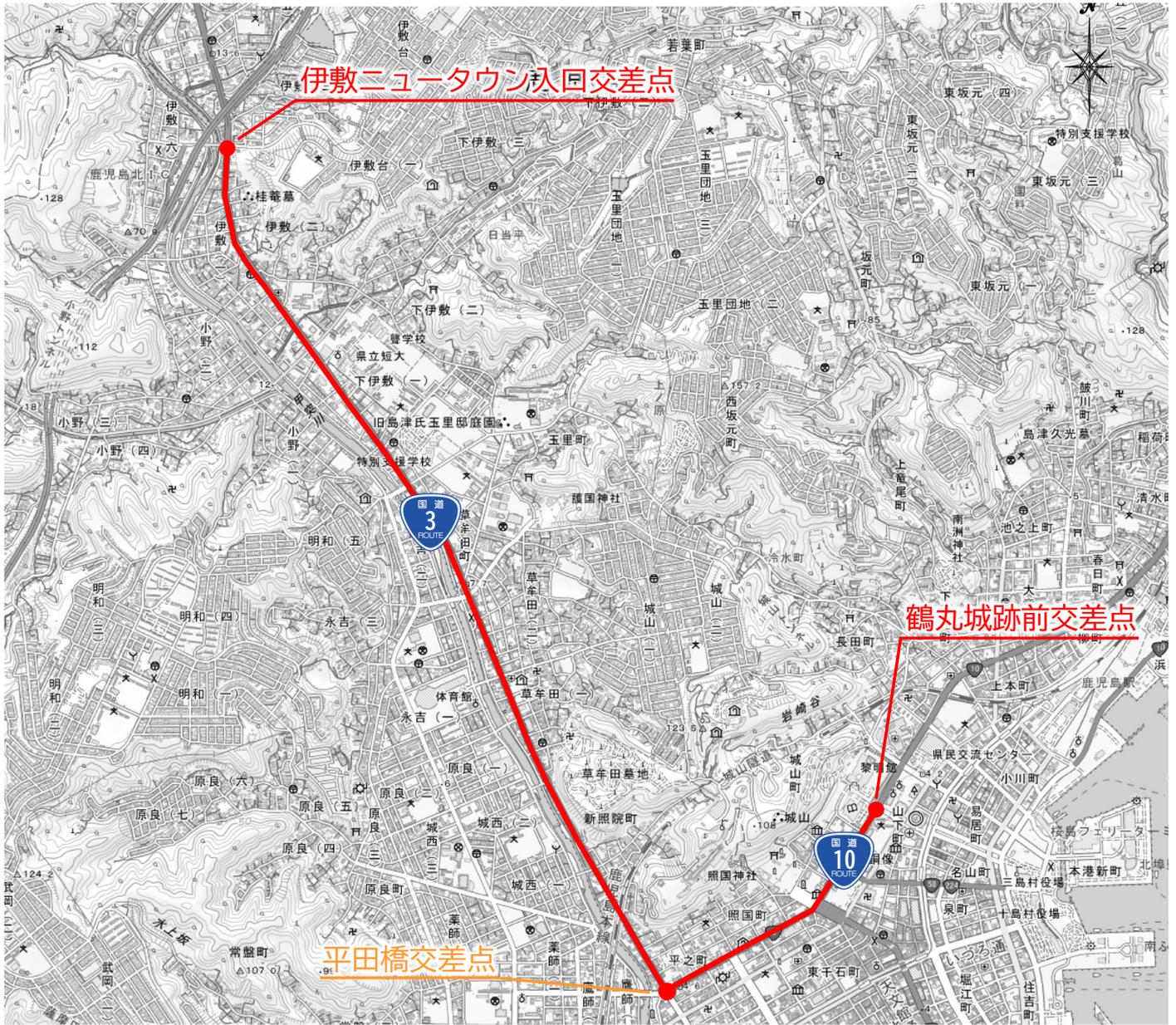
Tel:03-5253-8111(代表) 03-5253-8479(直通)

九州地方整備局 道路部 道路管理課 Tel:092-471-6331

国土交通省ホームページ
届出勧告制度の概要リンク



届出・勧告制度の対象となる区間



届出・勧告制度の対象となる区域のイメージ

